

Wi-Fi 通信パッケージ貸し出しサービス約款

第1条(総則)

本 Wi-Fi 通信パッケージ貸し出しサービス約款（以下「本約款」という）は、お客様（以下「賃借人」という）と NTT アドバンステクノロジー株式会社（以下「賃貸人」という）との間で利用契約を締結する Wi-Fi 通信パッケージ貸し出しサービス（以下「本サービス」という）に関し、適用される事項を定めるものです。

第2条（本約款の内容）

1. 本サービスにおいて賃貸人が賃借人に貸与する機器（以下「物件」という）、貸し出し期間、貸し出し料等は賃借人と賃貸人の間で別途書面により定めるものとします。
2. 貸し出し料の期間は暦月によるものとし、貸し出し期間の始期及び終期が月の半ばである場合であっても日割りで算定いたしません。貸し出し期間の開始日または終了日にかかわらず当該月にかかる1か月分の貸し出し料が発生するものとします。
3. 貸し出し期間の開始日は、賃貸人が物件を発送する日とさせていただきます。物件の発送日は、賃借人が本契約の申し込み時に申し出た利用開始希望日を考慮の上、賃貸人が賃借人の承諾を得て定めるものとします。
4. 貸し出し期間は原則として3か月以上とします。ただし、賃貸人および賃借人が別途合意した場合は当該合意内容によるものとします。
5. 賃借人は、貸し出し期間の終了日までに賃貸人が受け取ることができるよう物件を返送するものとします。なお、貸し出し期間満了後も引き続き物件の利用を希望する場合、賃借人は貸し出し期間終了日の2週間前までに賃貸人へその旨を申し出るものとし、当該利用は本契約の期間延長としてではなく、新たな賃貸借契約（以下「新規契約」といいます。）の申込みとして取り扱うものとします。ただし、賃貸人は当該申込みに応じる義務を負わないものとします。新規契約が成立した場合の貸し出し料金その他の条件は、当該新規契約の内容に従うものとします。
6. 前項の申込みがない場合、または事前の申出に賃貸人が当該申込みに応じなかった場合であっても、本約款に定めた貸し出し期間の終了日までに賃貸人において物件の到着が確認できないときは、賃貸人は、現実に賃貸人に物件が到着する日まで本契約が自動的に延伸されるものとみなすことができるものとし、その場合の貸し出し料は、既使用期間に応じた期間料率により算定された金額とし、日割りで算定はいたしません。なお、天災地変、労働争議、賃貸人の故意または重過失に

よらない運送中の事故、その他の不可抗力により、物件の到着が遅延した場合、賃貸人は一切の責任を負わないものとします。

7. 賃貸人から賃借人に対する物件の発送、及び賃借人から賃貸人に対する物件の返送にかかる運送費等の諸費用は、すべて賃借人が負担するものとします。

第3条(貸し出し料の支払い)

賃貸人は、貸出品を賃借人に引き渡し、賃借人から第5条に基づく受入検査の合格通知を受けた後すみやかに、本約款に基づく貸し出し料を賃借人に対して請求するものとします。賃借人は、賃貸人が発行する請求書に定められた支払い期日までに、賃貸人の指定する銀行口座に振り込む方法により、貸し出し料を支払うものとします。

第4条(物件の使用条件)

1. 賃借人は、物件を日本国内で使用、保管するものとします。
2. 賃借人は、善良な管理者の注意をもって物件を使用、保管しなければならない、これに要する費用を自ら負担するものとします。また、賃借人は物件を本来の用法に従い使用しなければなりません。
3. 物件の使用、保管に起因して第三者に与えた損害については、賃借人がこれを賠償するものとし、賃貸人は一切の責任を負わないものとします。
4. 賃借人は、賃貸人の事前の書面による承諾なく、次の行為を行ってはなりません。
 - (1) 物件を第三者に転貸すること。
 - (2) 物件に貼付された賃貸人の所有権を明示する標識、調整済の標識等を除去し、または汚損すること。
 - (3) 物件に質権、抵当権及び譲渡担保権を設定するなど、賃貸人の所有権の行使を制限する一切の行為をすること。
 - (4) 物件の一部を除去あるいは取替え、または改造する等、物件の発送時の現状を変更すること。

第5条(受入検査)

賃借人は、物件を受領してから5営業日以内（以下「検査期間」という）に受入検査を行うものとします。受入検査の結果、物品が種類、品質、または数量に関して本約款の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）であるときは、直ちに賃貸人に通知するものとします。受入検査に合格した場合、賃借人はその旨を賃貸人に対してすみやかに通知するものとし、通知がなく検査期間を徒過した場合は、検査期間の満了日に受入検査に合格したものとみなします。

第6条(物件の非保証)

賃貸人は賃借人に対して、発送時において、物件が通常の品質・性能を備えていることのみを保証し、賃借人の使用目的への適合性その他の事項については一切の責任を負わないものとします。

第7条(物件の交換)

貸し出し期間中に、賃借人の責めによらない事由により物件が正常に動作しない等を賃貸人が不具合と認めた場合、賃借人は賃貸人に対して物件の交換を申し出ることができます。賃貸人は、申出があった日から10営業日以内に代替品を発送します。代替品は着払いで発送され、代替品を手配する期間中も貸し出し料が発生することを、賃借人は了承するものとします。なお、物件の交換に過大の費用または時間を要する場合、賃貸人は本約款を解除することができるものとします。

第8条(物件の滅失・毀損)

賃借人の責に帰すべき事由により物件を滅失(修理不能、所有権の侵害を含みますが、これに限られません。)、または毀損(所有権の制限を含みますが、これに限られません。)した場合には、賃借人は賃貸人に対し代替物件の購入代金相当額、または物件の修理代金相当額、及び賃貸人の物件不稼働による損失額を損害賠償金として支払います。

第9条(契約の解除)

1. 賃借人が次の各号の一つに該当した場合には、賃貸人は通知・催告その他何等の手続きを要しないで本契約を解除することができます。この場合、賃借人は賃貸人に対し未払いの貸し出し料その他の金銭債務全額を直ちに支払い、賃貸人になお損害があるときはこれを賠償するものとします。
 - (1)本契約もしくは本約款の各条項に違反したとき。
 - (2)支払を停止し、または手形・小切手を不渡りにしたとき。
 - (3)仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受ける、または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始などの申立があったとき。
 - (4)事業を休廃止、あるいは解散したとき。
 - (5)事業が不振、あるいは継続が困難であると賃貸人が認めたとき。
2. 賃貸人が契約解除する場合は、30日以上予告期間を申し出て、直ちに予告期間満了後に解除することができます。

第 10 条(物件の返還)

本約款の解除、解約その他の理由により本約款が終了した場合、賃借人は賃貸人に対し、直ちに物件を賃貸人の指定する場所に返還しなければなりません。

賃借人が、第 7 条（物件の交換）に基づく物件の交換を申し出たにもかかわらず、賃貸人が定める期日までに物件を返還しなかった場合には、賃借人は代替品が発送された日の翌日から返還すべき物件が賃貸人のもとに到着した日までの貸し出し料相当額を損害金として賃貸人に支払うものとします。

第 11 条(反社会的勢力の排除)

1. 賃借人及び賃貸人は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - (1)自らまたは自らの役員(取締役、執行役または監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号)、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。)であること。
 - (2)自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3)自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4)自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5)本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること。
2. 賃借人及び賃貸人は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本約款を解除することができます。
 - (1)前項に違反したとき。
 - (2)自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
 - ①相手方に対する暴力的な要求行為
 - ②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③相手方に対する脅迫的言辞または暴力行為
 - ④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 賃借人及び賃貸人は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

第 12 条(支払遅延損害金)

賃借人が、本約款に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合には、賃借人は賃貸人に対し支払期限の翌日から完済に至るまで年 14. 6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとし、また、第 2 条に定める貸し出し期間に対応する貸し出し料相当額を上限とします。

第 13 条 (損害賠償)

賃貸人に故意または重大な過失があった場合を除き、賃貸人が本約款に違反したことに起因または関連して賃借人に損害を与えたとき、賃貸人の賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害（逸失利益や休業補償を含む）は含まないものとし、また、第 2 条に定める貸し出し期間に対応する貸し出し料相当額を上限とします。

第 14 条(合意管轄)

本約款に関して、賃借人と賃貸人との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条(特約条項)

賃借人と賃貸人は、本約款について別途書面により特約した場合には、その特約は本約款と一体となり、本約款を補完または修正することを承認します。

第 16 条 (本約款の変更)

賃貸人は、必要に応じて本約款の内容を変更できるものとします。その場合は、賃貸人は 30 日以上予告期間において本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を、賃借人に通知します。ただし、賃借人における物件の使用継続および貸し出し料に影響がない場合、または緊急やむを得ない場合であって民法 548 条の 4 第 1 項の要件を満たす場合は、賃貸人はより短い予告期間をもって本約款の内容を変更することができるものとします。